

# 美留和 水質検査結果のお知らせ

## 地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場では、有害項目の水質検査(第2回目)を実施したので、その結果をお知らせします。

検査結果は法定基準値以内であり、異常はありませんでした。



問い合わせ先  
役場町民課衛生係  
☎482-2934(課直通)

検査項目	単位	水質基準値	測定結果	備考
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	重金属類等
2 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.01以下	0.001未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.002	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.004	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.002未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.002未満	揮発性有機化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	
20 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	農薬等
21 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
22 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	
24 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.68	

## 不法投棄はやめて!

本年7月の地上アナログ放送終了に伴い、テレビの買い替えなどで不要となったテレビを処分したり、処分を検討したりしていることと思います。

不要となったテレビは、家電リサイクル法により家電取扱店などが引き取ることになっています。しかし、全国的にも不要となったテレビの不法投棄が後を絶たず、対策に苦慮しています。本町でも、不法投棄が年間、数件発生していて、警察に捜査の依頼をしています。実際に逮捕されるケースも少なくありません。

不法投棄は廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。テレビに限らず、ごみの不法投棄は絶対にやめ、適正な処理をお願いします。

不法投棄を発見した場合は、弟子屈警察署が役場町民課衛生係までご連絡ください。

## もう一度確認 あなたのモラル

弟子屈警察署  
☎482-2110  
役場町民課衛生係  
☎482-2934(課直通)

## ペットはきちんと飼って

最近、飼い犬の放し飼いに対する近所の方からの苦情が多く寄せられます。また、犬や猫などが捨てられることも、依然として多い状況です。

犬を飼うときは、特別な場合を除きつながら飼うと10万円以下の罰金、犬やその他のペットを捨てた場合は50万円以下の罰金となります。

## 資源ごみの分別にご協力を!

ごみの分別については、日頃からご協力いただいておりますが、最近、可燃ごみや不燃ごみの中に資源ごみが多く含まれているケースが目立ちます。

可燃ごみが増えると処理費用がかさみ、不燃ごみが増えると美留和一般廃棄物処理場で埋め立てできる期間が短くなります。処理費用の抑制と埋め立て場所の延命のためにも、資源ごみの分別にご協力くださるようお願いいたします。

※ごみの分別方法については「てしかがの『ごみの出し方・分け方辞典』たつじん」をご覧ください。

# 公共下水道供用開始予定区域の縦覧を行います

## 平成23年3月31日供用開始区域

縦覧期間 / 3月4日(金)~3月17日(木)  
縦覧場所 / 役場水道課窓口(2階)

平成22年度に下水道本管などを敷設し、整備の完了した区域の供用(使用)開始を、平成23年3月31日から予定しています。

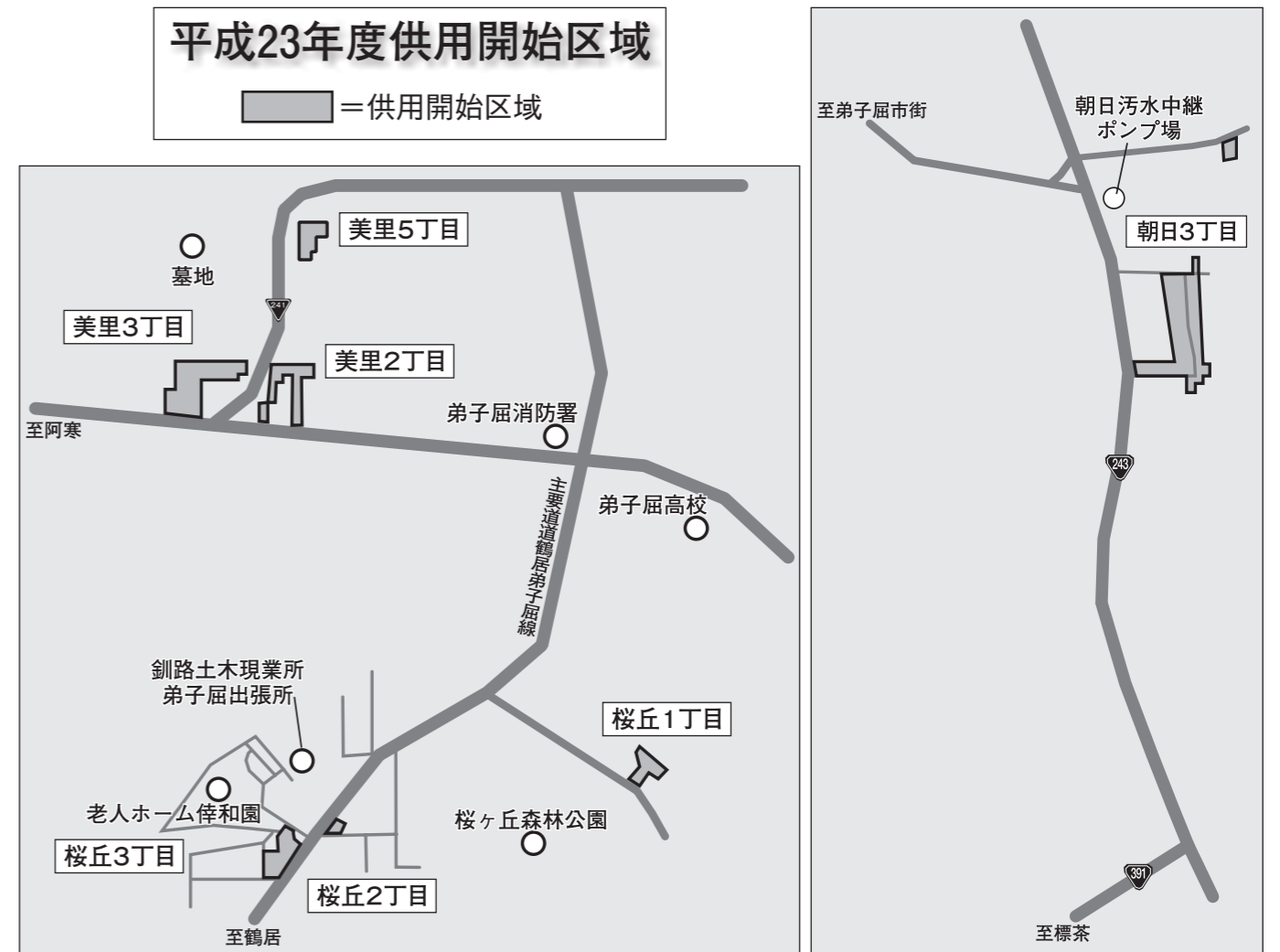
それに先立ち、供用(使用)開始を予定している区域を確認したい方のために、区域図面を水道課に備え付け、縦覧に供しますので、ご確認ください。土地の地番がお分かりの場合は、電話などでも回答することができますので、お気軽にお問い合わせください。

また、供用開始予定地区にお住まいの方を対象に後日、現地説明会を行う予定です。

※供用開始に伴う受益者負担金・排水整備工事などについては、広報てしかが4月号に掲載し、お知らせします。

## 平成23年度供用開始区域

■ = 供用開始区域



問い合わせ先 / 役場水道課下水道係 ☎482-2942(課直通)